明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（一〇）　二
○都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（一一）　三
○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二）　三
○労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（一三）　五
○国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一四）　六
○ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令及びハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一五）　七
○復興特別所得税に関する政令（一六）　七
○復興特別法人税に関する政令（一七）　一三

〔省　令〕
○復興特別所得税に関する省令（財務六）　一八
○復興特別法人税に関する省令（同七）　二〇
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（同八）　二五
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同九）　二八
○減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（同一〇）　二八
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（経済産業六）　二九

〔告　示〕
○法人税法施行規則第八条の三の十第三項及び第五十九条第三項に規定する保存の方法を定める件（財務二六）　二九
○租税特別措置法第十条の二の三第一項各号及び第四十二条の五の二第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件（同二七）　二九
○租税特別措置法第十条の二の二第一項第一号、第二号及び第四号並びに第四十二条の五第一項第一号、第二号及び第四号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件及び租税特別措置法第十条の二の二第一項第三号及び第四十二条の五第一項第三号の規定を受ける工事及び配電の設備を指定する件を廃止する件（同二八）　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇号）

（経済産業省）

1　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構における積立金の処分に係る承認の手続を、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令において規定することとした。（第二条関係）

2　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構における国庫納付金の納付の手続を、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令において規定することとした。（第三条関係）

3　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構における国庫納付金の納付期限を、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令において規定することとした。（第四条関係）

4　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（以下「法」という。）第一二条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金については、法第一三条第三項に規定する残余の額を政府の一般会計及びエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定からの出資金の額に応じて按分（あんぶん）した額を、それぞれ政府の一般会計及びエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとすることとした。（第五条関係）

5　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令を一部改正し、別表独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の項を削ることとした。（附則関係）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第一一号）（内閣官房）

1　政令の題名を「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令」に改めることとした。

2　都市再生緊急整備地域として新たに品川駅・田町駅周辺地域等二地域を定めることとした。（第一条関係）

3　特定都市再生緊急整備地域として札幌駅・大通駅周辺地域等十一地域を定めることとした。（第二条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二号）（文部科学省）

1　熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転に係る補償契約の補償料率を一万分の二〇とすることとした。（第三条関係）

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三号）（厚生労働省）

一　労働安全衛生法施行令の一部改正

サイクロトロン等の装置から発生した電離放射線により汚染された物の取扱いの業務を、作業環境測定及び健康診断の対象となる放射線業務に追加することとした。（別表第二関係）

二　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成一八年政令第二五七号）附則第三条に規定する次に掲げる物について、適用除外製品等から除外することにより、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないものとし、当該規定を削除することとした。（附則第三条～第八条関係）

1　石綿ジョイントシートガスケッチングから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）を含有するガスケットであって、現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分に使用されるもので、直径一五〇〇ミリメートル以上のもの

2　石綿又は石綿を含有する製剤その他の物であって、一に掲げる物の原材料又は材料として使用されるもの